

2020年度公共工事の諸課題に関する意見交換会

(一社) 日本建設業連合会提案テーマ

I. 日本建設業連合会の活動方針

日本建設業連合会（日建連）は、待ったなしの課題である“建設業における担い手確保”を進めるため、「働き方改革」と「生産性革命」の両面から、現行の生産体制を変革することとしている。2020年度においても、週休二日の実現と建設キャリアアップシステムの普及という2大事業に、業界の命運を賭けて取り組むなど、積極的な活動を展開するとともに、特に、現下の最重要課題である新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、受発注者はもとより、あらゆる関係者との緊密な連携の下、業務継続のための体制確認や感染症対策の一層の推進を行い、建設業の役割をしっかりと果たしていく。

国、地方公共団体、高速道路株式会社、機構・事業団の皆様、そしてオブザーバーの皆様にも一層のご支援とご協力をお願いする所存である。

この意見交換会は、日建連の最も重要な活動のひとつと位置付けている。本年度は、現場での具体的な取り組みや課題に即して議論を深め、適切なフォローアップにより着実に成果を得るだけにとどまらず、自由な対話を通じて、Society5.0やSDGsの実現という社会変革に向けて、これまでの概念にとらわれることなく、良質な社会資本の持続的な整備・管理を進めるための新たな道すじを見極める第一歩としたい。

(1) 建設産業における働き方改革・担い手確保と生産性向上

昨年改正された「新・担い手3法」において、働き方改革の促進と生産性の向上を図る施策、そして公共工事受発注者の責務が明確になった。建設業界は、発注者とともに、同法的確な運用を通じて「新・3K」を実現し、社会資本整備を担う役割を持続可能なものとする責任を果たしていく。

また、引き続き、日建連会員が一丸となって、4週8閉所の確保をはじめとする「働き方改革」を推進するとともに、外国人技能者の適切な受入れ、けんせつ小町の活躍推進など担い手の確保・育成を進める。さらに、新技術の導入やICT・AI等の利活用を通じた「生産性革命」に向けた取り組みを先導する。

さらに、建設キャリアアップシステムについては、2020年度を普及推進の正念場と考え、日建連ロードマップに基づき、2021年3月末の中期目標の達成に向け、日建連モデル現場を拠点としてノウハウの展開、優秀取り組み企業への優先発注、技能者カードの色別・職種別賃金に見合った労務費見積もり尊重の推進などによる技能者、事業者登録を進めるとともに本システムを利用した就業履歴の蓄積を促進する。

(2) 社会資本整備の計画的、着実な推進

① 国土強靱化の継続的推進

政府は一昨年「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、所要の予算措置を講じている。日建連は、巨大地震や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害から国民の生命・財産を守るため、引き続き、国土強靱化に向けた防災・減災対策、インフラの計画的な維持管理・更新を強力に進めていく。特に、3か年緊急対策後も継続的にインフラ整備が行えるよう、「ひと、もの、わざ」の先行的な準備を進める。

②ストック効果を重視した社会資本の戦略的な整備

社会資本の整備に当たっては、国土強靱化とともに、オリパラ後の経済活力の維持に直結する経済基盤の強化や、国民の安全・安心に寄与するストック効果の高いものを、「未来への投資」と位置づけ、戦略的に整備することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、民間建設投資の落ち込みが懸念される中、国民の不安を解消し、経済活動の停滞を防ぐため過去最大の緊急経済対策が打ち出されたところである。ストック効果を重視した社会資本整備が推進されれば、景気の回復局面においても、経済発展に必要な基盤として有効に機能することから、日建連としても会員企業の有する十分な施工余力を活かし、昨年度補正予算及び本年度当初予算の早期執行をはじめとして、機動的に推進される公共事業に対し万全の態勢で臨み、我が国の産業と国民生活をさせる社会資本整備に貢献するとともに、地方創生の推進により、個性と活力があり、人々が安心して暮らせる持続可能な地域づくりを全力で進める。

③i-Construction など新技術の開発と実装の推進

これまで、日建連は生産性の向上のため、新技術の導入やICT、AI、三次元データの利活用など、i-Construction 施策の前進、深化、そして貫徹に積極的に取り組んできた。今後も、技術開発を強力に推進するとともに、これらの新たな技術を積極的かつ円滑に導入し、Society5.0 にふさわしい産業をめざす。また、これを可能とするための入札・契約制度について提案する。

(3) 国民の信頼に応える建設産業

①災害対応力の強化

昨年は、関東甲信から東北までの広範囲に甚大な被害をもたらした台風19号をはじめ、多くの自然災害が発生した。会員企業は、これらの災害発生時に、各地方整備局等と締結した「災害時における包括協定」に基づき、関係機関と密接に連携して迅速かつ的確に対応し、建設業界の社会的な責務を果たした。

今後、新・担い手3法により発注者の努力義務とされた、協定の締結や災害発生時に緊急性に応じた適切な入札及び契約の実施について、地方公共団体等へ働き掛けを行うとともに、引き続き、建設業者団体として、災害時に当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、資機材調達の調整等の必要な措置を講ずる。

②広報の強化

建設分野全体のイメージアップは、担い手確保に直結することから、引き続き、強力に情報を発信する。特に、週休二日の実現に向けた社会の理解を得るため、各種媒体を活用したメッセージを発信するとともに、「市民現場見学会」を発注者との連携により実施し、建設業に対する国民、特に若年層の理解促進に努める。

さらに、防災・減災、国土強靱化を実現する上でインフラが果たす役割・効果や、インフラの計画的整備の社会的・経済的効果、インフラ老朽化が国民生活・経済活動に与える影響などを整理し、ホームページ等での公表を進めるとともに、関係団体や地元経済界と連携した講演会を実施するなど、インフラに関する正しい世論の醸成に努める。

Ⅱ 意見を交換するテーマ [キーワード：持続性, ロス削減, 未来]

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

(別紙)

2. 働き方改革・担い手確保への取組み [持続性]

(1) 週休二日の実現に向けた環境整備

①会員企業の自助努力の一層の推進

2017年12月に日建連が策定した「週休二日実現行動計画」に基づき、各会員企業は「週休二日アクションプログラム」の作成、「統一土曜閉所運動」への参加をはじめとして、週休二日の実現に向けて、自助努力に取り組んでいる。

日建連会員企業に対するアンケート（以下「日建連アンケート」）では、工事開始時の休日設定を、4週6休以上とした現場が増加傾向にあり、特に直轄工事において4週8休で休日設定した現場が大幅に増加している。一方、依然として4週5休以下で休日設定した現場が2割以上存在している。完成又は施工中の工事の休日取得状況は、4週6休以上が工事開始時に比べ低下しており、週休二日の実現には初期条件の設定だけではなく施工段階の環境整備も必要である。

また、週休二日の実現は、受注者の自助努力だけでは解決できない事項も多く、公共工事における週休二日工事の導入拡大とともに、建設企業へのインセンティブ付与といった面で、引き続き、発注者にご理解、ご協力頂きたい（「☆」は意見回答を求める事項。以下同じ。）。

②発注者指定型工事の全面導入

休日拡大を契約に明示した工事が国や地方自治体で試行されている。既に各地方整備局では、WTO対象工事または本官発注工事は原則発注者指定型工事としている。日建連アンケートによると、発注者指定型工事は、受注者希望型に比べ、4週8閉所で休日を取得できる割合が高い傾向にあることから、大規模工事については、従事する者も多く及ぼす影響も大きいことから、発注者指定型を本格運用する時期に来ている。

☆ 試行結果を受け、大規模工事は発注者指定型を基本として採用

週休二日試行工事に係る国土交通省の通達「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（2019年3月）では、当初に限らず変更でも当ルールが準用されると理解しているが、工期変更後の取扱いは明示されていない。

例えば、受注者の責によらない工事一時中止があった場合、本来その期間の（週休二日を維持できる）工期分の工期延長変更を行うべきであるが、社会的な要請などによりこれが認められず、週休二日が不可能な工期となる場合はある。

このような場合、受注者の責によらない変更であっても、結果として現場の4週8休を維持出来なかったとの理由から、補正費用の減額や工事成績評価における加点がなされないケースが見受けられる。

ほとんどの工事で工期変更が行われている現状から、工期変更後も当初と同様に週休二日を維持できるように、ルールを明確にする必要がある。

☆ 工期変更後も週休二日の考え方を維持するようにルールの特明確化

③閉所困難工事の指定等

各地方整備局では、大規模工事において発注者指定型週休二日を原則化としている一方、例外として週休二日を指定しない工事も散見される。これは、発注者として諸条件を勘案し、週休二日の実施が困難と判断したものと思われる。

こうした、週休二日工事として指定されない工事であっても、2024年度には改正労基法による時間外労働の上限規制が適用になることから、個々の労働者の週休二日を確保するための交替制の活用や、施工の加速化などの対応策を考えなければならない。

国土交通省では、維持工事及び災害復旧工事等を対象とした「週休2日交替制モデル工事」を試行しており、発注者と連携して、交替制を導入すべき工事や、導入する場合に必要な技術者・技能者及び労務費・経費の確保などの課題について検討していきたい。

また、4週8閉所ができない厳しい工期が設定される現場では、施工の加速化を図るため、プレキャストの設計段階からの採用、重機等の性能強化、さらにE C I方式等の導入が必要。

- ☆ 発注者による4週8閉所が困難な工事の指定（供用日による工期の制約大、災害復旧、交通規制、施工時期の制約大（渇水期）等）
- ☆ 人員増による交替制週休二日の導入と必要となる労務費・経費の確保、職長（主任技術者）の交替要員の確保に関するモデル工事を通じた検証
- ・ 生産性向上による施工加速化（プレキャストの設計段階からの採用、重機等の性能強化、E C I方式等の導入拡大等）の徹底【後掲】

（2）適切な工期設定と工程管理

①適切な当初工期設定

日建連アンケートによると、発注者の工期設定が「短すぎる」と感じている現場が5割に上っている。工期が適切と受け止めていない理由は、発注者から明示された施工条件に不確定要素が多く、現場状況との違いにより工事着手出来ないといったものがほとんどであり、工事着手時に実施工程を変更せざるを得ない事例が散見されている。こうした事態は適切な工期の確保が困難なため、休日へのしわ寄せを生じたり、効率的な施工を困難にさせたりするなど、生産性向上の足かせとなっている。このような状況を改善するため、入札公告段階での詳細な条件明示を徹底する必要がある。

また、多くの現場で工期変更が行われている。現場に入らないと分からない制約条件もあり、日々刻々と変化する現場条件の中で、工期への影響を最小限に抑えることは、受発注者双方のメリットになることから、施工段階での受発注者による工程の共同管理を実現させて、適切な工期を確保し、建設現場の円滑な施工や週休二日の実現を目指す必要がある。

- ☆ 発注者による設定工期の前提とした条件の明示（入札公告時に条件明示チェックシートや概略工程表の開示）

②合理的な当初の工事発注

日建連のアンケートによると、本来一体施工とされるべき工種や設備が分離された発注と考えられる工事が1割以上存在している。このような工事では、受注後に追加工事が出されることにより現場の休日、人員配置、下請け企業への影響が生じているケースが散見される。このような事態を回避するためには、当初から追加工事も含めた合理的な工事発注が可能となる予算の箇所付けや関連工事等の状況を踏まえた工事発注が必要。

- ☆ 現場条件や関連工事等の状況に合致した工事発注（発注ロット、予算措置、期間、発注時期等）

③施工中の工程の共同管理

円滑な施工を確保するとともに現場の週休二日を実現するためには、工事の初期段階における条件明示や施工条件の確認、工事着手後の工程調整を通じて、受発注者間でクリティカルパスを反映した工程表を適切に共有することが必要。既に、多くの発注者で部分的に取り組まれているが、工事着手から完成までの間、一貫して受発注者が連携し工程の共同管理を行えるよう先進事例を横展開する必要がある。

また、受注者に責のない条件変更による工程延長の必要が生じた場合は、適切に工期変更することが基本であり、やむを得ず工期延長できない場合には、施工の加速化を図るため、プレキャストの採用、重機等の性能強化等を織り込んだ契約変更が必要。

- ☆ 施工条件確認部会や工程調整会議による工程の共同管理の徹底、開通時期等の適切な設定
- ☆ 生産性向上による施工加速化（プレキャストの採用、重機等の性能強化 等）の徹底【再掲】

（３）建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等

①CCUSの活用促進

CCUSは、技能者の育成・確保につながる処遇改善や、建設業の働き方改革推進に寄与する画期的な基礎インフラであり、日建連は業界の先頭に立って、5年後までの会員企業の全現場での現場登録、入場する全事業者、全技能者の登録を目標に、会員企業、協力会社とともに取組みを進めている。国土交通省では、システムの普及・定着に向けてモデル工事を実施し、その結果を踏まえ、本年3月23日、2023年度から「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた施策パッケージが発表された。このパッケージの着実な実施のため、公共工事における取組みが必要。

- ☆ 国直轄の一般土木工事（WTO対象工事）における、CCUS義務化モデル工事の早期発注、CCUS活用推奨モデル工事の積極的活用

②「労務費見積り尊重宣言」の取組み拡大

建設業の技能者の賃金は、公共工事設計労務単価の8年連続の引上げ等により、賃金水準は上昇傾向となっているものの、全産業労働者と比較すると依然として低い水準にある。日建連では、まずは各専門工事会社が積極的に給与を引き上げ、必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りに基づき元請が適切に支払うという好循環を拓げるため、2018年9月に「労務費見積り尊重宣言」を策定している。

関東地方整備局では、「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取組みを促進するため、総合評価方式等でインセンティブを付与するモデル工事を実施しており、さらなる取組み拡大が望まれる。

- ☆ 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大

③会員企業の自助努力の一層の推進

現場の最前線でものづくりを担っている技能者の確保・育成に向けて、社会保険加入の徹底、優良技能者認定制度などによる手当の支給、協働会社組織と連携した育成制度などに取り組んでおり、更なる推進が必要。

(4) 改正労働基準法の遵守

①積算への迅速な反映

2024年度から建設業も改正労基法による時間外労働の上限規制が適用になることにより、現場で勤務する技術者・技能者の就業時間（稼働時間）が減少するため、新たな施工体制の構築を検討するとともに、現行の積算への迅速な反映についても検討が必要である。

- ・ 新たな施工体制の構築、及び就業時間の削減に伴う積算への迅速な反映

(5) 公共建築工事における働き方改革の取組みの推進

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、営繕工事における働き方改革の取組みとして、適正な工期設定、週休二日促進工事の実施、営繕積算方式による予定価格の適正な設定、ICT、生産性向上技術の活用等、従前からの取組みと新たな取組みをパッケージ化して進めている。

営繕工事における取組みの更なる推進とともに、広く公共建築工事に展開されるよう地方公共団体等への助言、支援が必要。

- ・ 営繕工事における適正な工期設定、週休二日促進工事の実施、ICTの活用、生産性向上技術の導入などの働き方改革の取組みの推進【再掲】
および営繕積算方式による予定価格の適正な設定

3. 建設産業の生産性向上（i-Constructionの推進）

(1) コンクリート工の生産性向上

①プレキャストの採用促進

週休二日等の休日の原資を確保するため、工期短縮や省人化に効果の大きいプレキャストの活用促進が必要不可欠である。また、土木構造物設計ガイドライン（2019年3月）の全体最適の観点からも当初設計段階からプレキャストの採用が必要である。従来工法との比較検討は、北陸地方整備局のプレキャスト選定フロー（案）のとおり、コスト比較だけでなくプレキャストの活用効果を含め総合的に評価する仕組みの全国展開が求められる。

国土交通省では、日建連の協力の下、本年3月、直轄工事におけるプレキャスト採用事例集を作成、継続的に事例収集することとしており、事例集の活用徹底が必要。

なお、日建連のアンケートによると、施工中における受注者のプレキャスト活用の提案に対し、コスト増を理由に設計変更が認められず施工承諾となるケースが散見される。工期や施工体制などに課題を抱える現場では、設計変更によるプレキャストの採用促進が望まれる。

- ☆ 当初計画・設計でのプレキャストの活用、工期短縮効果等を総合的に評価したプレキャスト選定フロー（案）の全国展開（北陸地方整備局の選定フロー（案））、プレキャスト事例集の活用徹底、設計変更によるプレキャストの採用促進

②現場打ちコンクリートの生産性向上

生コン工場からの出荷状況や現場での打設状況が見える化した、生コン情報等の電子化は、生産性向上に一定の効果がある。公共土木工事や官庁営繕工事での試行拡大を通じて、民間工事に拡大していくことが必要。

- ・ 生コン情報等の電子化システムの公共土木工事や官庁営繕工事での試行拡大

(2) 新技術の導入環境の整備

①官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の取組みの推進

PRISMでは様々なICTを活用した工事の現場実証が進められており、生産性向上に対する期待が大きい。生産性向上に効果の高いICTについては、現行の監督、検査、品質確認のための基準類の改定や運用の改善等による積極的な現場実装、標準化が求められる。

- ・ PRISMの普及と標準化

②ECI方式等の導入拡大

品確法に位置付けられたECI方式等の技術提案・交渉方式は、設計段階から施工者のノウハウを取り入れ、綿密な施工計画等を検討することにより、施工性の改善や工期短縮等の効果が見込まれている。施工者の経験やノウハウが重要となる工事では、同方式の積極的な採用が必要。

- ・ ECI方式等の新技術の導入を奨励する工事発注

(3) 業務の効率化推進 【ロス削減の徹底】

①入札・契約時の負担軽減

入札・契約手続きは、ルーティン業務とともに、技術提案の作成、精緻な積算業務が大きな負担となっている。働き方改革を進めるためにも、発注時期の平準化や申請書等作成期間の確保等による負担軽減が必要である。

- ☆ 手続きの負担軽減（発注時期の平準化、申請書等作成期間の確保、電子入札システムの容量拡大、技術提案数の低減、特別調査による単価・歩掛等の公表、設計成果の公表）

一括審査方式は、参加資格要件等を共通化できる同種、同規模の複数工事の発注に際し、施工者からの技術資料の提出を1つのみとし、発注者は一括して審査することにより、受発注者双方の業務負担の軽減に効果が高いことから、更なる適用拡大が求められる。

- ☆ 一括審査方式の適用拡大

②施工中の負担軽減（提出書類の削減・簡素化）

地方整備局をはじめ各発注機関では、提出書類の削減・簡素化の取組みを積極的に進めているが、改正労基法の時間外労働の上限規制に対応していくためにも、更なる削減・簡素化による現場技術者の負担軽減が求められる。

- ☆ 「工事関係書類等の適正化指針（案）」（四国地方整備局）など書類の負担軽減に関

- する各地方整備局の先行事例の全国展開
- ☆ A S Pの導入拡大（地方自治体を含む各発注機関への導入促進）とより効果的な活用（総括監督員を含む発注者の活用徹底）
 - ・ 工事関係書類の様式を地方公共団体と統一

I C T（B I M/C I Mを含む）等の活用は、業務の効率化を図り、現場の生産性向上に期待が大きい。I C Tの飛躍的な発展を、現場業務の効率化につなげるため、効果的な技術を活用できるよう基準類等の改定が必要。

- ☆ I C T（B I M/C I Mを含む）を導入、活用するための基準類の改訂を見据えた試行的取組みへの積極的な対応（W e bカメラ・T V会議、B I M/C I M、映像による骨材のふり分けやコンクリートスランプ試験、ステレオカメラを用いた配筋の段階確認、レイヤー化による出来形検査写真の省力化、デジタルサイネージによる施工体系図と建設業許可の表示 等）

③検査時の負担軽減

中間検査・竣工検査は、工事成績を決める重要な要素であることから、受発注者ともに必要以上に資料を準備・要求してしまう傾向にあり、週休二日を阻害する要因となっている。段階確認や履行報告を重視したりA S Pを活用するなどして、検査・納品をできるだけ簡略化することが働き方改革の一助となる。

- ☆ 「工事検査書類限定型モデル工事」の試行拡大
- ☆ A S Pを活用した電子検査・オンライン電子納品の普及

4. ブレイクスルーするための新たな展開 【未来】

これまでの意見交換会では、現場が抱えている目の前の課題の解決を中心に議論してきた。

一方、昨年末に政府が策定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」では、『国を挙げてSociety 5.0 という新しい時代の実現を加速すべく、次代の競争力の源泉となり、地球環境問題などSDG sの実現を含む社会的課題解決に資するイノベーションを力強く促進するとともに、先端技術の社会実装・普及を加速する。』とされている。

このことは、社会資本整備やそれに深く関わる建設産業の役割についても中長期的な方向性を議論すべきタイミングであることを明確に示している。

このため、従来の議論の枠組みを破って、今後の建設分野全体をターゲットにした認識の共有が必要である。

5. 品確法の的確な運用等

（1）改正運用指針に基づく様々な取組みの浸透・徹底

①改正運用指針の浸透・徹底

2019年6月の改正品確法の成立を受けて、2020年1月、改正運用指針が策定され、災害時の緊急対応の充実・強化や働き方改革への対応、情報通信技術（I C T）の活用等による生産向上を図るための規定など、日建連が重要視する事項が幅広く盛り込まれた。改正運用指針は、品確法第7条に規定される「発注者の責務」等を踏まえて、全ての公共工事の発注者に対して

共通の指針としてまとめられたものであり、国、地方公共団体、民間を問わず尊重することが重要である。

日建連では、運用指針の改正に当たり以下の項目を要望し、反映されている。

- ✓ 適切な工期設定と工程管理（再掲）
- ✓ 業務の効率化（再掲）
- ✓ 若手技術者の登用（後掲）
- ✓ 技能者の処遇改善のためCCUSの活用促進（再掲）
- ✓ 公正な契約（後掲）
- ✓ 改正労働基準法への対応（再掲）
- ✓ 生産性向上技術の活用促進（再掲）

☆ 改正運用指針の浸透・徹底

②設計変更ガイドライン等各種ガイドラインのより一層の浸透

受発注者が対等の立場とする品確法の基本理念に基づいた設計変更ガイドラインについて、日建連アンケートによれば、3割の現場で活用されていない一方、設計変更協議における発注者からの概算金額の提示は改善傾向にある。

設計変更が円滑に行われるよう、設計変更ガイドラインをはじめ、各種ガイドライン等の現場への更なる浸透と運用の徹底が必要。

- ・ 設計変更ガイドライン等の各種ガイドラインをはじめ、設計変更事例集の整備、充実による取組みの促進

③災害復旧における迅速・円滑な入札契約

改正運用指針では、災害時の緊急対応として、随意契約等を含めた入札契約方式の選定や建設業者団体との災害協定の締結等が盛り込まれている。国土交通省の「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（2017年7月）に基づく対応とともに、地方公共団体をはじめとする各発注機関においては、改正運用指針に基づき、随意契約や指名競争入札等を積極的に活用した迅速な災害復旧が求められる。

- ・ 地方公共団体発注の災害復旧工事における、迅速かつ円滑な入札契約制度の活用

④技術者の確保（若手技術者・女性技術者の登用）

土木技術者の構成には偏りが見られ、高齢化の進展とともに次世代を担う若手技術者や女性技術者の人数は特に少ない。若手技術者や女性技術者の登用を早急に進め、監理技術者の不足や技術の伝承に支障が生じないよう制度的な手当てが必要である。

- ☆ 若手技術者や女性技術者の登用に向けた取組み（東北地方整備局の専任補助者制度の運用、女性が働きやすい環境整備等）

⑤ISO9001活用による監督・検査業務の効率化

国土交通省の2017年11月に通知されたISO9001活用モデル工事は、受注者にとっても立会の省略や中間技術検査免除等の負担軽減が期待されている。本モデル工事の適切な運用により受発注者双方の負担軽減が望まれる。

- ・ I S O9001 活用モデル工事の受注者にもメリットのある適切な運用に基づく試行拡大

⑥請負代金支払の迅速化

追加工事など設計変更を伴う工事の一部では、数量や単価を確定できず請負代金の変更契約を行わないまま工事を進め、立替払いが大きくなり企業のキャッシュフローを悪化させるケースが散見される。こうした点を踏まえ、受発注者が連携して、追加変更工事におけるキャッシュフローの改善に向けた、契約のあり方、迅速な支払などに関する検討が必要である。

- ・ 追加変更工事におけるキャッシュフローに配慮した迅速な支払

⑦技術提案における技術の標準化の推進

技術提案の課題は、近年固定化してきており、各社の技術提案が同様となるケースが散見される。各社の提案が同じものになる技術の中には、現場で一定の効果が期待され、既に一般化している技術も多く見られるものの、相応のコスト負担を強いられている。提案した技術の適用状況や効果を踏まえ、有効性が高く広く利用可能な技術の標準化が望まれる。

- ・ 技術提案における有効性の高い技術の標準化

以上